

平成29年度第2回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：平成29年8月1日（火） 午前10時00分～午前11時30分

場 所：市役所13階 1303会議室

出席者：武藤会長、坂井委員、日野委員、高橋委員、伊藤委員、相澤委員、吉岡委員以上7名
（欠席：松尾委員、穴見委員）

事務局：吉村主幹、林田補佐、和田、井上

その他：伊豫課長、森山氏、森田氏（市民税課）、岡部補佐、田中氏（都市計画課）、弥永課長、井手補佐（市民課）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等は無く、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

福岡県への個人県民税の納税義務者のうち、自動車税の滞納者に係る税務情報の提供をオンライン結合等により行うことについて、公益上の必要があるか及び個人の権利利益を侵害するおそれがないかについて

【市民文化部市民税課】

—資料をもとに市民税課から説明—

(A委員) 45市町村ということは、ほとんどの市町村において実施されているということか。

(担当課) そうである。

(B委員) 提供する個人情報の中にマイナンバーは含まれないのか。

(担当課) 今回提供する情報には含まれない。

(C委員) 久留米市が対象者の情報を抽出して県に提供するのか。それとも、久留米市が提供した個人情報の中から福岡県が抽出を行うのか。

(担当課) 福岡県が作成した県税の滞納者のリストに基づき、久留米市において抽出した個人情報を、福岡県に提供を行うものである。

(C委員) 福岡県が対象者の個人情報を閲覧することができる期間は決まっているのか。

(担当課) 福岡県に8月中にデータを渡し、滞納整理等を行うまでの一定の期間であると聞いている。

(D委員) これは福岡県において債権を保全するために、督促等を行うに当たり当該個人情報が必要になるということか。

(担当課) そうである。

*他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 2】

都市建設部都市計画課が行う都市計画基礎調査において、

- (1) 住民基本台帳情報を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【市民文化部市民課】

- (2) データ処理業務を久留米市が事業者に業務委託するに当たり、個人情報委託業者に対し光ディスクにより受渡しを行うことについて、公益上の必要があるか否か、及び個人の権利利益を侵害するおそれがあるか否か（条例第10条第1項第2号）について

【都市建設部都市計画課】

—資料をもとに都市計画課から説明—

(E委員) 氏名は提供しないのか。

(担当課) 提供しない。

(E委員) その区域に何人いて、そのうち何人が男性で、何人が女性でというようにAさんという人がいたということが分からなくてもいいということか。

(担当課) 基本的には人口の動態調査なので、当該調査に氏名を用いることはない。

(A委員) 提供する個人情報のうち性別が含まれているが、男性でも女性でもないという人についてはどう対応するのか。

(E委員) それは、住民基本台帳の中でどちらかに分けられているので心配しなくてもいいのでは。

(F委員) 提供する個人情報の中で異動事由を提供することになっているが、どの程度詳しい情報を提供するのか。

(担当課) 異動事由とは、転入なのか転出なのか出生なのかという情報である。今回の調査は、500mメッシュごとにどういった理由で人口が増減したのかを調査することを目的としていることから、異動事由が必要となるものである。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 3】

久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

【総務部総務課】

—資料をもとに総務課から説明—

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

3 平成29年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告（4月～6月分）

—資料をもとに事務局から説明—

(A委員) 防犯カメラの映像に係る外部提供は多くなってきているような印象を受ける。防犯カメラは市役所が設置したものなのか。

(事務局) 久留米市において駅周辺や人通りが多い場所その他犯罪が発生する可能性がある場所に防

犯カメラを設置している。そのカメラに録画された映像を警察に対して提供したものである。

(A委員) 指導要録の提供もあるのか。

(事務局) 家庭裁判所から法律に基づき提供を求められたものである。

* 他に質問や意見等はなし。

4 報告(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくオンライン結合等の実施について)

—総務課から説明—

- ・平成29年7月18日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき情報連携を開始し、当該情報連携が個人情報保護条例第10条第1項第1号の規定による法令に基づくオンライン結合等であり、同条第3項の規定により当審議会に報告を行っている旨を説明
- ・7月18日から約3か月程度試行運用期間が設けられ、今後個人情報保護委員会から本運用期間についての連絡がある旨を説明

* 特に質問や意見等はなし。

5 その他

(1) 特定個人情報の取扱いに係る外部監査について

—資料をもとに事務局から説明—

(G委員) 内部監査を行う頻度、外部監査を行う頻度は決まっているのか。

(事務局) 内部監査は年に1回実施をすることとなっており、今年度は初年度ということもあって、ノウハウを吸収するためにその内部監査に代えて外部監査を実施したものである。

(B委員) 久留米市のシステムについては災害等への備えはできているのか。

(事務局) 久留米市役所内のサーバーについては、雷による損傷等からデータを守るための環境が構築されていると聞いている。

* 他に質問や意見等はなし。

(2) マイナポータルについて

—資料をもとに事務局から説明—

* 特に質問や意見等はなし。

(3) 情報公開の手引き及び個人情報の手引きの改訂について

—事務局から説明—

- ・「情報公開の手引き」、「個人情報保護の手引き」とともに、作成して10年が経過しており、その間、行政不服審査法の改正に伴う条例改正等複数回の改正が行われたため、現在の条例内容と手引きの内容

に齟齬が生じている箇所があることから、それぞれ改訂を行った旨を説明
* 特に質問や意見等はなし。

次回開催予定日：平成29年11月2日（木）